

J A 人事労務研究会規約

制定 平成 29 年 4 月 1 日
改定 平成 29 年 7 月 20 日
平成 30 年 8 月 1 日
令和元年 8 月 6 日
令和 3 年 7 月 30 日
令和 7 年 9 月 18 日

(名称)

第 1 条 この研究会は、「J A 人事労務研究会」(以下「研究会」という)と称する。

(目的)

第 2 条 研究会は、J A の人事労務の諸課題を研究するとともに、J A の人事労務の運営改善に資することを目的とする。

(事業)

第 3 条 研究会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① J A 人事労務研究会の実施
- ② 各種調査の実施と結果報告
- ③ 人事労務に関する情報提供と会員間の共有化
- ④ その他目的を達するために必要な事項

(会員)

第 4 条 研究会の会員(以下「会員」という)は、J A、都道府県中央会、連合会およびその他関連法人とする。

(入会)

第 5 条 研究会の目的に賛同し入会しようとする者は、別に定める会員申込書により申請する。

(会費)

第 6 条 年会費は 1 会員 2 万円(消費税別)とし、その期間は当年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする。

- 2 会員は J A 全中の請求に基づき当該年度の会費を支払う。

(運営委員および運営委員会委員長・副委員長)

第 7 条 研究会に運営委員からなる運営委員会を置く。

- 2 運営委員は、会員(9 名以内)および J A 全中(1 名)より構成する。なお、会員の運営委員のうち 2 名以上を女性とし、1 名以上を就任時 40 歳未満とする。
- 3 運営委員会委員長および副委員長は運営委員の互選により選出する。
- 4 運営委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営委員の職務)

第8条 運営委員は、次の職務を行う。

- ①委員長は、研究会を代表し総括する。
- ②副委員長は、委員長を補佐し、委員長に特段の事情のあるときはその職務を代行する。
- ③運営委員は、運営委員会に参加し、研究会の運営および実施事項を決定する。
ただし、運営委員会に参加できない場合は、代理を出席させることができる。

(運営委員会)

第9条 運営委員会は委員長が招集し、運営委員の半数の出席をもって成立する。

2 運営委員会は、次の事項を審議のうえ決定する。

- ①規約変更に関する事
- ②事業に関する事
- ③会費に関する事
- ④その他委員長が必要と認める事項

3 決定は出席者の過半数を以て行う。ただし、同数の場合は委員長が決定する。

(退会)

第10条 会員が研究会の退会を希望するときは、その旨を研究会事務局に届け出る。

ただし、年度中途の退会による会費は返還しない。

2 J A全中が指定する期日までに会費納入しない場合は、研究会は当該会員を退会したものとみなす。

(事務局)

第11条 研究会の事務を遂行するために、J A全中 J A組織・経営対策部 J A改革支援課に事務局を設置する。

(疑義ある場合の取扱い)

第12条 本規約に疑義が生じた場合は、運営委員会委員長が決定する。

附則 本規約は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この規約の変更は平成29年7月20日から適用する。

附則 この規約の変更は平成30年8月1日から適用する。

附則 この規約の変更は令和元年8月6日から適用する。

附則 この規約の変更は令和3年7月30日から適用する。

附則 この規約の変更は令和7年9月18日から適用する。